

暴風警報・大雨警報の発令および地震発生と学校の授業について

平素は本校教育のため、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、暴風や大雨・洪水・地震などによる非常事態発生の場合には、学校として次のことがらを基本にして、対処したいと思いますので、特別な連絡が入らないかぎり、各ご家庭でお子様へ以下のように指示をお願いしたく存じます。

ご理解とご協力をお願いするとともに、このような中での学校への電話問い合わせはなるべく避けていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

1. 暴風警報・大雨警報について（特別警報発令を含む）

◎登校前に警報発令中のとき

○自宅待機とします。

※洪水警報が出されているときは、地域の状況により危険と判断される場合は、自宅待機とします。

※警報が出ていなくても、今後警報の発令が予想される場合、地域的に危険が予測される場合は、登校の一時見合わせや休校とする場合があります。

※風雨等の被害がひどく、生徒の登校が困難な場合も、上記の措置をとることがあります。

◎在校中に警報が発令されたとき

○気象状況、交通機関・道路の状況などを判断し、生徒が安全に帰宅できると判断した場合、すみやかに下校させます。

○帰宅させることが危険を増すと考える場合は、下校させないで危険性がなくなるまで学校待機とし、安全を確保します。なお、特別警報発令時は学校待機とします。

○留守宅等、個々の家庭状況をふまえ、必要に応じて学校に待機させます。

◎警報が解除されたとき

○その時点でできるだけ早く平常授業に戻りたいと思いますので、登校させて下さい。

※警報が解除された場合でも次のようなときは登校させなくて結構です。ただし、早急にその旨を担当までご連絡下さい。

*各家庭・各地区の被害状況からみて保護者の方が登校困難と判断されたとき。

*通学道路事情からみて保護者の方が登校困難または危険と判断されたとき。

◎警報が解除されないとき

○警報が午前11時を過ぎても解除されない場合は終日休校となります。

○午前中授業の場合は午前9時30分を過ぎても解除されない場合は終日休校となります。

2. 地震発生について

◎登校前に地震が発生したとき

○震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校にします。

※震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発令され、危険が予測される場合は臨時休校とします。

◎登校後に地震が発生したとき

○震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、生徒を安全な場所に避難誘導し、情報収集した上で、待機させるか下校させるかを決定します。

3. その他

◎ラジオ・テレビの報道により和歌山市内の中学校に対して特別処置が発表されたときは、その指示に従って下さい。（避難勧告、避難指示により中学校が避難所となる場合があります。その場合は臨時休校となります。）

◎朝6時の時点で警報が発令されていて、11時までに解除された場合、給食を申し込んでいる生徒は昼食を用意して登校してください。

◎始業前に警報が発令されている時は登録されている方には「ぐるりんメール」にてお知らせします。